

資 料 編

資料1 自然公園等施設の整備状況

(1) 国立・国定公園

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和46	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場舗装整備	大山町	面積 11,160㎡ 収容能力 206台	20,000 <sup>千円</sup>
		バス発着所舗装整備	〃	1,455㎡	1,700
	山陰海岸国立公園	城原園路整備 鳥取砂丘清掃 施設整備	岩美町 鳥取市	安全柵 L=633m 焼却炉1、空缶圧縮機1、 ガッス粉碎機1、ゴカゴ28 収容棟(9.8㎡)1棟	5,000 2,415
		砂丘道路チューリップ植栽	福部村	植栽延長 1,135m チューリップ球根 57,200球	572
氷ノ山・後山・那岐山 国定公園	雨滝園地整備	国府町	面積 1,018㎡	2,000	
	小計			31,687	
47	大山隠岐国立公園	大山頂上歩道整備	大山町	延長 1,821m 柵延長 1,712㎡ 制札 43本	2,200
		清掃施設整備	溝口町	ごみ焼却炉、空缶圧縮機、ガッス粉碎機	3,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘道路整備	福部村	アスファルト舗装 L=648.6m W=7.0m	29,200
		鳥取砂丘道路補償工事	〃	バス停1 国道拡巾 L=18.8m W=3.0m~0m 歩道 L=188m W=3.0m~1.5m	6,700
氷ノ山・後山・那岐山 国定公園	雨滝歩道整備	国府町	L=1,852.5m W=1.5m	3,400	
	小計			44,500	
48	大山隠岐国立公園	大平原清掃施設整備	江府町	ごみ焼却炉、機械収納棟 電気設備一式	3,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘駐車場整備	福部村	面積 6,591㎡	14,600
		鳥取砂丘道路整備	鳥取市	アスファルト舗装 L=460m W=7.0m	25,200
	〃		アスファルト舗装 L=340m W=7.0m	18,200	
氷ノ山・後山・那岐山 国定公園	芦津園地整備	智頭町	園地 L=2,500m W=1.5m 駐車場面積 1,000㎡ 砂利敷 公衆便所 18.6㎡	11,800	

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和48	小計				千円 72,800
49	大山隠岐国立公園	大山自然科学館整備	大山町	RC二階建 延べ394.1㎡	50,600
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘排水処理施設整備	鳥取市 福部村	排水管 HP φ200% L=1,500m LP φ150% L=1,100m φ200% L=650m 圧送ポンプ 3か所 沈澱池、電設設備汚泥槽	102,250
	比婆道後帝釈国定公園	船通山歩道整備	日南町	L=1,170m W=1.0~1.5m 簡易施設 (指導標10基、案内板2基)	3,000
	小計				155,850
50	大山隠岐国立公園	鍵掛峠園地整備	江府町	公衆便所 RC 27㎡ 駐車場 528㎡ 給排水工事一式	10,000
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	氷ノ山野営場整備	若桜町	野営場 9,000㎡ 300人収容 取合車道 L=506m W=3.0m 炊事場 22.8㎡ 2棟 便所 18.6㎡ 2棟 給水施設、電気工事一式	28,000
	小計				38,000
51	大山隠岐国立公園	大山自然科学館展示整備	大山町	動植物、地形、地質コーナー整備	8,000
	山陰海岸国立公園	浦富駐車場整備 鳥取砂丘道路整備	岩美町	駐車場舗装 2,299㎡	7,800
			福部村	ロックネット 655㎡ 砂防柵 L=182m H=95cm	5,000
	氷ノ山・後山・那岐山国定公園	氷ノ山野営場整備	若桜町	サイト造園 4,032㎡ 歩道 L=260m W=1.5m 取付車道 L=198m W=3.0m	29,000
小計				49,800	
52	大山隠岐国立公園	大山自然科学館展示整備	大山町	動植物、地形、地質コーナー整備	11,000
	小計				11,000
53	大山隠岐国立公園	楨原駐車場	大山町	駐車場造成	24,000
		大山自然科学館展示整備	〃	人文コーナー整備	10,000
	小計				34,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 54	大山隠岐国立公園	大平原園地整備 楨原園地整備 一向平野営場整備	江府町	駐車場舗装(アスファルト) 2,500m <sup>2</sup>	10,000 <sup>千円</sup>
			大山町 東伯町	芝生広場造成 11,506m <sup>2</sup> アプトサイト整備 2,146m <sup>2</sup> 炊事場 36.1m <sup>2</sup> 1棟 公衆便所 33.3m <sup>2</sup> 1棟 給水施設 1式	20,000 12,000
	小計				42,000
55	山陰海岸国立公園	山陰海岸自然科学館整備	岩美町	RC造平屋建 393.6m <sup>2</sup> 展示 1式	80,000
	氷ノ山・後山・那岐山 国定公園	氷ノ山野営場整備	若桜町	管理車道舗装 W=3.0m L=705m	14,000
	小計				94,000
56	山陰海岸国立公園	山陰海岸自然科学館整備	岩美町	駐車場 AS舗装 1,358m <sup>2</sup> サイト造園 896m <sup>2</sup> 汚水浄化施設 1式 空調施設 1式 展示 1式	59,245
	山陰海岸国立公園	羽尾岬歩道整備	岩美町	歩道 L=1,310m W=1.5m	10,000
	大山隠岐国立公園	一向平野営場整備	東伯町	駐車場 1,050m <sup>2</sup> 管理棟 木造 48.7m <sup>2</sup>	14,800
	小計				84,045
57	山陰海岸国立公園	羽尾岬歩道整備	岩美町	歩道改良 L=1,894m W=0.8~1.5m 休憩所 杉木造 1.8m <sup>2</sup>	9,400
	山陰海岸国立公園	浦富網代歩道整備	岩美町	歩道新設 L=305m W=1.5m 安全施設 L=320m 標識区間 L=1.4km	15,000
	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場整備	大山町	取付道拡張 L=195m W=8.0m 駐車場拡張 AS舗装 909m <sup>2</sup>	20,600
	大山隠岐国立公園	大山周廻歩道整備	大山町	歩道改良 L=266m W=1.5m 木道 L=115m W=0.5m 柵 L=410m	27,400
	小計				72,400
58	山陰海岸国立公園	浦富網代歩道整備	岩美町	休憩所 RC造 A=14m <sup>2</sup> 探勝歩道改良 W=1.5m L=1,080m 防護柵等 1式 L=330m	13,800

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和58	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘駐車場整備	福部村	駐車場アスファルト舗装 A=4,924m <sup>2</sup> 歩道 L=377m W=2.0~3.0m	38,000 <sup>千円</sup>
	大山隠岐国立公園	元谷避難小屋新築	大山町	避難小屋 木造 59.61m <sup>2</sup>	16,000
	小計				67,800
59	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場整備	大山町	駐車場造成舗装 A=665m <sup>2</sup> サイト造園 A=3,486m <sup>2</sup> 探勝歩道新設舗装 W=2.0m L=65.60m W=1.5m L=66.45m	26,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘(多鯨ヶ池)歩道整備	鳥取市	探勝歩道改良舗装 L=1,289m W=2.0m	12,000
	山陰海岸国立公園	鳥取砂丘駐車場整備(公衆便所新築)	福部村	公衆便所 RC造水洗 A=25.74m <sup>2</sup> 浄化槽一式	11,600
	水ノ山・後山・那岐山 国立公園	那岐山登山道整備	智頭町	登山道新設 W=1.5m L=816m 登山道改良 W=1.0~1.5m L=1,589m 避難小屋 木造 A=17.6m <sup>2</sup>	10,800
	小計				60,400
60	大山隠岐国立公園	大山頂上避難小屋整備	大山町	避難小屋 鉄骨造 平屋建 A=100m <sup>2</sup>	52,000
	大山隠岐国立公園	大山登山道線歩道整備	大山町	木道新設 L=105m W=0.5~1.0m	10,000
	大山隠岐国立公園	※大山寺野営場休憩所整備	大山町	休憩所 鉄筋コンクリート造及び一部木造 2階建 延床面積 253.92m <sup>2</sup>	38,000
	小計	※(財)日本宝くじ協会助成事業			100,000
61	大山隠岐国立公園	楨原駐車場整備	大山町	駐車場改良舗装 A=11,433m <sup>2</sup> 公衆便所 RC造 汲取式 A=21.98m <sup>2</sup>	38,200
	大山隠岐国立公園	大山寺駐車場公衆便所新築	大山町	公衆便所 RC造 汲取式 A=50.47m <sup>2</sup>	11,800
	水ノ山・後山・那岐山 国立公園	那岐山登山線歩道整備	智頭町	歩道新設 L=2,035.5m W=1.5m	10,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和61	小計				60,000 <sup>千円</sup>
62	大山隠岐国立公園	大山登山道線・行者谷線歩道整備	大山町	木道新設 L = 228m W = 1.0m 歩道新設 L = 736m W = 1.5m	29,200
	山陰海岸国立公園	城原園地駐車場整備	岩美町	駐車場造成舗装 A = 1,284m <sup>2</sup> 公衆便所 RC造汲取式 A = 12m <sup>2</sup>	18,800
	山陰海岸国立公園	※山陰海岸自然科学館整備	岩美町	マルチ映像ホール増設 RC造 108m <sup>2</sup> マルチスライドシステム等 一式	55,000
	水ノ山・後山・那岐山国定公園	佐治川ダム園地整備	佐治村	探勝歩道 L = 220m W = 1.5m サイト造園 A = 1,500m <sup>2</sup> 休憩所 木造 A = 16m <sup>2</sup>	10,000
	小計	※財日本宝くじ協会助成事業			113,000
63	大山隠岐国立公園	大山駐車場整備	大山町	屋内駐車場(第1期) 鉄骨造2階3層 A = 6,559m <sup>2</sup> 281台収容	324,010
	山陰海岸国立公園	※鳥取砂丘休憩舎整備	鳥取市	休憩舎兼公衆便所 木造平屋 A = 126m <sup>2</sup> 駐車場 A = 436m <sup>2</sup>	44,900
	山陰海岸国立公園	※山陰海岸自然科学館展示整備	岩美町	活魚水槽、トライビジョン カフスコルトン	7,000
	小計	※財日本宝くじ協会助成事業			375,910
平成元	大山隠岐国立公園	大山駐車場整備	大山町	屋内駐車場(第2期) 鉄骨造2階3層 A = 5,322m <sup>2</sup> 259台	254,085
	大山隠岐国立公園	※大山自然科学館整備	大山町	マルチ映像ホール増設 RC造 128m <sup>2</sup> マルチスライドシステム等 一式	61,800
	小計	※財日本宝くじ協会助成事業			315,885
平成2	大山隠岐国立公園	大山頂上周回木道	大山町	木道 L = 332m W = 1.0~4.0m サイト造園 A = 305m <sup>2</sup>	58,000
	小計				58,000
平成3	山陰海岸国立公園	浦富休憩舎改築事業	岩美町	休憩舎兼公衆便所 RC造 A = 130.0m <sup>2</sup>	56,200
	大山隠岐国立公園	大神山公衆便所(便所再整備)改築事業	大山町	公衆便所 RC造 A = 40.32m <sup>2</sup>	47,000
	小計				103,200

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
平成 3	大山隠岐国立公園	公衆便所再整備事業 (間接補助事業—赤碕町)	赤碕町	公衆便所改築 木造 A=44.8m <sup>2</sup>	15,000 <sup>千円</sup>
	小計				15,000
	計				118,200
平成 4	山陰海岸国立公園	岩戸公衆便所改築事業	福部村	公衆便所改築 RC造水洗 A=33m <sup>2</sup>	23,800
	氷ノ山・後山・那岐山 国定公園	雨滝公衆便所改修事業	国府町	公衆便所改築 RC造水洗 A=24m <sup>2</sup>	15,800
	氷ノ山・後山・那岐山 国定公園	氷ノ山駐車場整備事業	若桜町	駐車場整備、舗装 A=4,707m <sup>2</sup>	30,000
	氷ノ山・後山・那岐山 国定公園	氷ノ山野営場車道拡幅工事	〃	取合道路車道拡幅 W=5.0m L=560m	55,000
	小計				124,600
	(間接補助事業) 山陰海岸国立公園	公衆便所再整備事業	鳥取市	公衆便所改築 RC造水洗 A=37.6m <sup>2</sup>	17,700
	小計				17,700
	計				142,300
合計				2,141,577	

(2) 県立公園 (単県補助事業)

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 46	三朝東郷湖 県立自然公園	打吹公園公衆便所	倉吉市	1棟 26m <sup>2</sup>	1,000 <sup>千円</sup>
		馬の山車道	羽合町	L=654m W=4m	2,400
		鉢伏山駐車場	東郷町	面積 1,875m <sup>2</sup> 収容力 バス5台、小型車52台	2,000
	奥日野県立 自然公園	滝山公園園地	日野町	歩道 826m 東屋 14m <sup>2</sup> 3棟	2,600
小計				8,000	
47	三朝東郷湖 県立自然公園	打吹公園歩道	倉吉市	L=491.7m W=2.0m	1,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 47	奥日野県立 自然公園	滝山公園歩道	日野町	L=516.8m W=1.0m	1,800 <sup>千円</sup>
	小計				2,800
48	三朝東郷湖 県立自然公園	打吹公園歩道	倉吉市	L=465.8m W=2.0m	1,000
		三徳山歩道	三朝町	L=314.8m W=1.5m	2,400
	奥日野県立 自然公園	滝山公園芝張	日野町	面積 1,508.6m <sup>2</sup>	1,000
小計				4,400	
49	三朝東郷湖 県立自然公園	打吹公園園地	倉吉市	歩道 L=400m W=1.5m 清掃設備、廃却炉 1基	2,000
	奥日野県立 自然公園	滝山公園休憩 舎	日野町	鉄骨カフトタンぶき 35m <sup>2</sup> 簡易施設 (ベンチ2基)	1,000
		石霞溪歩道	日南町	L=700m W=2.0m	3,500
小計				6,500	
50	奥日野県立 自然公園	鶉ノ池公園歩 道	日野町	L=485.0m W=1.5m	2,000
		石霞溪歩道	日南町	L=110.2m W=1.0m	1,500
小計				3,500	
51	奥日野県立 自然公園	鶉ノ池園地	日野町	給水場 1基 給水管 200m 洗場 1か所	2,000
				小計	2,000
52	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	遊歩道 L=687.8m W=1.5m 取付道路 L=28.5m W=2.0m 植栽(サクフ) 85本	3,000
	奥日野県立 自然公園	鶉ノ池園地	日野町	整地 10,000m <sup>2</sup> 便所 2棟	2,000
	小計				5,000
53	奥日野県立 自然公園	鶉ノ池園地	日野町	整地 9,860m <sup>2</sup> 芝張 1,220m <sup>2</sup>	2,000
	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	広場整備 4,363m <sup>2</sup> 取付道45m 排水溝218m	2,000
浅津駐車場		羽合町	駐車場舗装 1,240m <sup>2</sup>	2,000	
三朝駐車場		三朝町	駐車場舗装 584m <sup>2</sup> 外柵85m <sup>2</sup> 案内板 1基	2,000	



年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和53	小計				8,000 <sup>千円</sup>
54	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地 打吹公園 三朝園地	倉吉市 〃 三朝町	駐車場造成 982m <sup>2</sup> 休憩所 39.29m <sup>2</sup> 1棟 休憩所 16.0m <sup>2</sup> 1棟	2,000 3,000 2,000
	小計				7,000
55	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	休憩所 22m <sup>2</sup> 1棟	2,000
	奥日野県立 自然公園	鶺ノ池車道	日野町	車道舗装 L=450m W=3.5m	5,630
	小計				7,630
56	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	展望休憩所 鉄骨造 33.9m <sup>2</sup>	5,200
	奥日野県立 自然公園	鶺ノ池車道 花見山駐車場	日野町 日南町	車道舗装 L=458m W=3.5m 駐車場 866m <sup>2</sup>	4,000 6,000
	小計				15,200
57	三朝東郷湖 県立自然公園	今滝歩道	東郷町	歩道 L=237m W=1.5m 休憩所 ギ木造 4m <sup>2</sup>	5,000
	奥日野県立 自然公園	鶺ノ池便所	日野町	公衆便所 CB造 18.6m <sup>2</sup>	2,500
	小計				7,500
58	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	修景伐 3,099m <sup>2</sup> 歩道 L=138m W=2.0m ネットフェンス H=3.0m L=40m ほか	3,000
	奥日野県立 自然公園	鶺ノ池野営場	日野町	テントサイト 4,586m <sup>2</sup> 炊事棟 24m <sup>2</sup>	5,000
	小計				8,000
59	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	園地整備 修景伐 A=7,399m <sup>2</sup> 歩道 L=230m W=1.5m ベンチ 15基 植栽 7本	2,400
	西因幡県立 自然公園	勝山城跡歩道	気高町	歩道整備 歩道 L=115m(150段)	2,929

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
昭和 59				W=1.0m 休憩舎 木造 A=8.0m <sup>2</sup>	千円
	奥日野県立 自然公園	鶴ノ池園地	日野町	園地整備 歩道 L=110m W=1.5m 休憩舎 木造 A=12m <sup>2</sup>	2,400
	小計				7,729
60	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	園地整備 園地造成 2,364.45m <sup>2</sup> 階段工 23.8m (44段)	3,300
	西因幡県立 自然公園	長尾鼻園地	青谷町	園地整備 歩道改良舗装 L=91.0m W=1.0m	2,700
	小計				6,000
61	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	園地整備 園地造成 A=2,935m <sup>2</sup> 遊歩道 L=40m W=2.0m	2,000
	西因幡県立 自然公園	長尾鼻園地	青谷町	園地整備 歩道改良舗装 L=210m W=1.0m	2,424
	奥日野県立 自然公園	塔の峰公園	日野町	公衆便所 CB造 A=17m <sup>2</sup>	2,000
	小計				6,424
62	三朝東郷湖 県立自然公園	小鹿溪歩道	三朝町	探勝歩道 L=291m W=1.0~1.5m	10,000
	西因幡県立 自然公園	姉泊海岸便所	気高町	公衆便所 CB造 A=12.9m <sup>2</sup>	2,814
	西因幡県立 自然公園	長尾鼻園地	青谷町	歩道改良舗装 L=200m W=1.0m	2,700
	奥日野県立 自然公園	塔の峰公園	日野町	給排水施設 L=342m ポンプ、水飲み	2,000
	小計				17,514
63	三朝東郷湖 県立自然公園	小鹿溪歩道	三朝町	探勝歩道 L=434m W=1.5m	8,000
	西因幡県立 自然公園	鷲峰山野営場	鹿野町	公衆便所 木造汲取式 A=23m <sup>2</sup>	3,000

年度	公 園 名	事 業 名	事 業 所	事 業 内 容	事 業 費
昭和 63	奥日野県立 自然公園	花見山歩道	日南町	登山歩道 L=592m W=1.5m	3,000 <sup>千円</sup>
	小 計				14,000
平成 元	三朝東郷湖 県立自然公園	小鹿溪歩道	三朝町	探勝歩道 L=242.9m W=1.0~1.5m	7,004
	三朝東郷湖 県立自然公園	大平山園地	倉吉市	園地整備 アプトサイト 7基	3,000
	奥日野県立 自然公園	花見山歩道	日南町	登山歩道 L=652m W=1.5m	3,166
	小 計				13,170
2	西因幡県立 自然公園	勝山城跡歩道	気高町	歩道整備 歩 道 L=115m W=1.0~1.5m 休 憩 舎 木造 A=10.5m <sup>2</sup>	3,501
	西因幡県立 自然公園	鷲峰山登山道	鹿野町	登山道新設 L=489.5m W=1.0~1.5m	4,391
	奥日野県立 自然公園	塔の峰公園	日野町	休 憩 舎 木造 A=20.0m <sup>2</sup>	2,500
	小 計				10,392
3	西因幡県立 自然公園	鷲峰山登山道	鹿野町	登山道新設 L=815.8m W=1.0m	4,199
	奥日野県立 自然公園	塔の峰公園	日野町	防 護 柵 77m テーブル、ベンチ 1式	4,223
	奥日野県立 自然公園	花見山休憩舎	日南町	休 憩 舎 木造 A=16.0m <sup>2</sup>	2,005
	小 計				10,427
	西因幡県立 自然公園	勝山城跡歩道	気高町	歩道新設 W=1.0m L=330m W=2.0m L= 32m	2,009
	西因幡県立 自然公園	鷲峰山登山道	鹿野町	登 山 道 W=1.5m L=656.7m 東屋1、指導標3、案内板1	6,129
	西因幡県立 自然公園	長尾岬歩道	青谷町	歩道新設 W=1.5m L=336.1m	9,044
	三朝東郷湖 県立自然公園	三徳山歩道	三朝町	歩道新設 W=1.0~1.5m L=140m	5,000

年度	公園名	事業名	事業所	事業内容	事業費
平成 3	奥日野県立 自然公園	花見山駐車場	日南町	駐車場整備 A=3,429m <sup>2</sup>	8,348 <sup>千円</sup>
	計				30,530
合	計				201 716

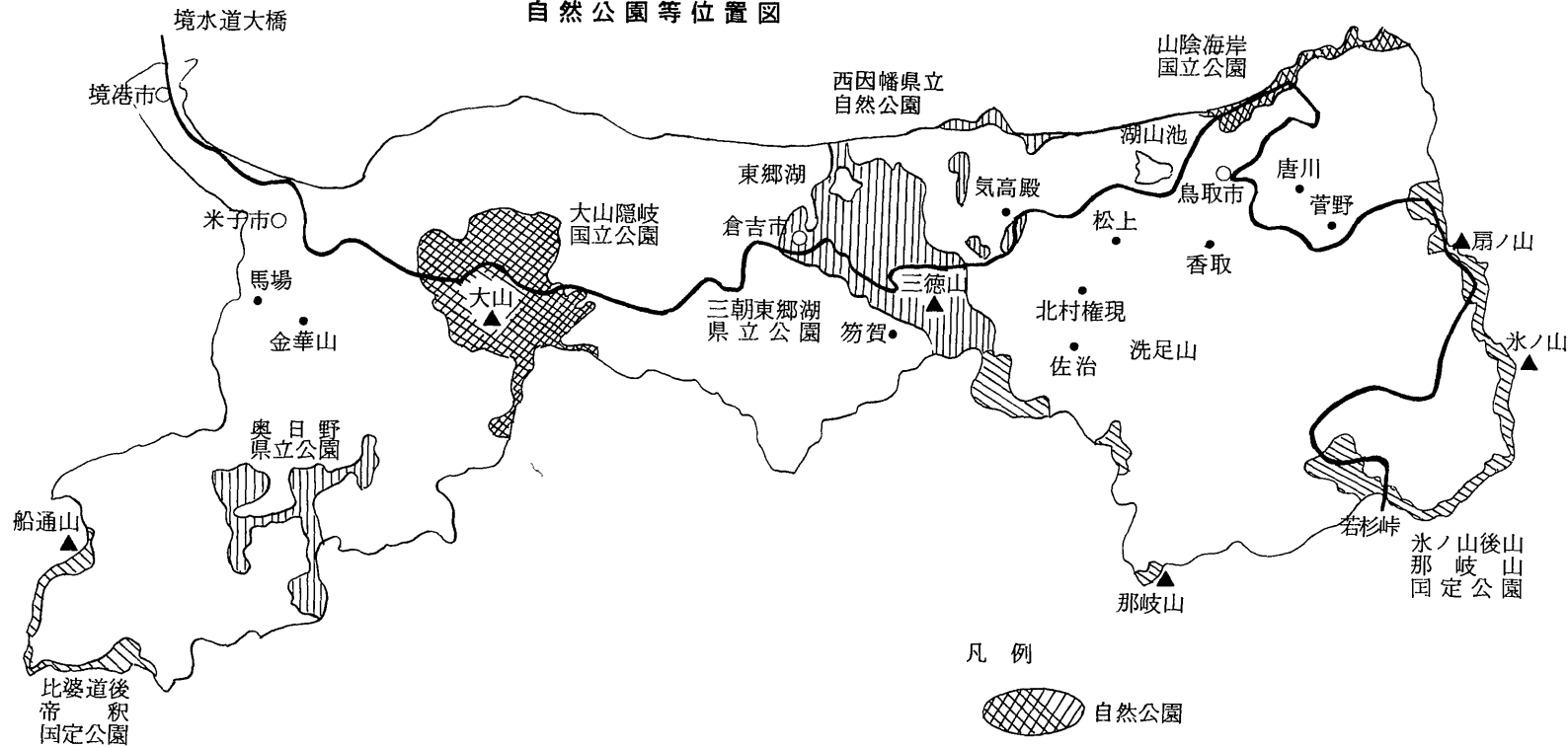
(3) 中国自然歩道

年度	整備路線名	事業所	事業内容	事業費
昭和 52	川床・一向平線	大山町 東伯町	歩道改良 L=9,039m W=1.5m 吊橋 L= 45m W=1.0m (大山隠岐国立公園内)	29,800 <sup>千円</sup>
	岩戸大谷線	岩美町 福部村	歩道新設 L=2,650m W=1.5m 休憩所 1棟 28m <sup>2</sup> 公衆便所 2棟 49m <sup>2</sup> (山陰海岸国立公園内)	30,200
	小計			60,000
53	川床・赤松線	大山町	歩道新設 L=649m W=1.5m 休憩所 1棟 28m <sup>2</sup> 歩道改良 L=3,967m W=1.5m (大山隠岐国立公園内)	27,200
	雨滝扇ノ山線	国府町 岩美町	歩道新設 L=5,552m W=1.0~1.5m 歩道改良 L=5,500m W=1.0~1.5m 橋 L=10m W=1.5m 休憩所 1棟 55m <sup>2</sup> (水ノ山後山那岐山国定公園内)	32 800
	小計			60,000
54	雨滝大谷線	鳥取市 国府町 岩美町 福部村	歩道新設 L=6,921m W=1.0m 標識区間 46.5km 休憩所 4棟 51m <sup>2</sup> 公衆便所 1棟 20m <sup>2</sup> (公園外)	45,000
	一向平三朝線	倉吉市 東伯町 関金町 東郷町 三朝町	歩道新設 L=2,700m W=1.5m 標識区間 46.0km 休憩所 2棟 22m <sup>2</sup> 公衆便所 3棟 37m <sup>2</sup> (公園外)	36,000
	小計			81 000




年度	整備路線名	事業か所	事業内容	事業費
昭和 55	岩戸・浜坂線	福部村 鳥取市	標識区間 6.3km 公衆便所 1棟 16㎡ (山陰海岸国立公園内)	7,000 <sup>千円</sup>
	浜坂 三朝線	鳥取市 鹿野町 三朝町	歩道新設 L=6,000m W=1.0m 標識区間 45.5km 休憩所 2棟 26㎡ 公衆便所 1棟 12㎡ (公園外)	52,800
	小 計			59,800
56	芦津 三滝奥線	智頭町	歩道(改良) L=2,912m W=1.5m 標識区間 5.0km 休憩所 杉木造 19.8㎡ (水ノ山後山那岐山国定公園内)	17,600
	広留野 扇ノ山線	若桜町	歩道(改良) L=1,088m W=1.5m 標識区間 1.5km (水ノ山後山那岐山国定公園内)	7,200
	芦津 広留野線	智頭町 八東町 若桜町	歩道(改良) L=10,017m W=1.5m 標識区間 21.0km 休憩所 杉木造 19.8㎡	33,900
	小 計			58,700
57	金門 寂静線	大山町	歩道(改良) L=1,087m W=1.0~1.5m 休憩所 木造 12.6㎡ (大山隠岐国立公園内)	5,000
	狩谷山・若杉峠	若桜町	歩道(新設) L=3,857m W=1.5m (水ノ山後山那岐山国定公園内)	11,400
	三滝奥 狩谷山	智頭町	歩道(新設) L=2,169m W=1.5m 標識区間 3.6km (公園外)	7,500
	赤松 境水道大橋	大山町 米子市 境港市	標識区間 38km 休憩所 杉木造 18㎡ 2棟 (公園外)	11,100
	小 計			35,000
平成 4	川床・一向平	大山町 東伯町	歩道 W=1.0~1.5m L=2,880m 標識 L=6,220m	10,000

年度	整備路線名	事業か所	事業内容	事業費
平成 4 (再整備)	羽衣石 浜坂	東郷町 三朝町 鹿野町 鳥取市	歩道 W=1.5m L=1,647m 標識 L=24,850m	12,000 <sup>千円</sup>
	計			22,000
合	計			376,500

# 自然公園等位置図



## 凡例

-  自然公園
-  県自然環境保全地域
-  中国自然歩道

資料2 自然科学館の利用状況

(単位 人)

施設名 年度	大山自然科学館	山陰海岸自然科学館	計
51	25,950	—	25,950
52	33,940	—	33,940
53	31,815	—	31,815
54	35,290	—	35,290
55	33,100	—	33,100
56	33,490	11,604	45,094
57	37,670	14,636	52,306
58	37,760	11,572	49,332
59	45,505	9,750	55,255
60	56,906	10,322	67,228
61	64,389	12,435	76,824
62	65,600	13,046	78,646
63	67,792	19,413	87,205
元	75,598	14,974	90,572
2	87,247	13,872	101,119
3	73,530	15,772	89,302
4	71,618	15,125	86,743

資料3 温泉資源保全調査状況

温泉地名	調査状況	調査年度	調査内容	調査費 (千円)
皆	生	昭和52年度～54年度	調査 試験井掘削(3井)	35,700
三	朝	昭和55年度～56年度	調査 試験井掘削(5井)	37,351
東郷	羽合	昭和56年度～58年度	調査 試験井掘削(6井)	70,480
浜	村	昭和58年度～60年度	調査 試験井掘削(5井)	36,298
関	金	昭和60年度～62年度	調査 試験井掘削(4井)	48,268
鹿	野	昭和62年度～平成元年度	調査 試験井掘削(4井)	48,414
岩	井	平成元年度～3年度	調査 試験井掘削(3井)	43,976
吉	岡	平成3年度～5年度	調査 試験井掘削(4井)	59,210
鳥	取	平成5年度～7年度	調査 試験井掘削(3井)	73,544



資料4 自然環境保全基礎調査実施状況

区分		実施期間	実施箇所数	調査箇所名		
調査回数	調査名					
第1回	植生調査	昭和48年度	15	意上奴神社社叢、松上神社社叢、菅野、酒賀神社、筥津海岸、長田神社社叢、花倉山、別所、金谷川、解脱寺、上阿毘縁神社社叢、唐川、洗足山、御熊、小河内		
	動物調査			4	金谷川、別所、唐川、瓜谷	
	地形・地質調査			6	菅野、筥津海岸、高清水高原・人形峠、稲葉山・宮ノ下、佐治谷、金華山	
第2回	植生調査	昭和53年度	11	長尾鼻、新田、八葉寺川、虫井神社、赤蔵神社、扇ノ山、泊海岸、田代、曾谷、金ヶ谷山、坂田 南田神社		
		特定植物群落調査	昭和54年度	60	須賀の山(氷ノ山)の自然林	大野見宿弥命神社社叢
	須賀の山古敷岩の風衝低木群落				倉田八幡宮の社叢	
	甘露神社のスタシイ二次林				意上奴神社社叢	
	浦富海岸のクロマツ林				松上神社のスタジイサカキ林	
	南田神社社叢				矢橋神社社叢	
	陣鉢山周辺の自然林				鷲峰神社社叢	
	唐川湿原植生				高鉢山北谷の自然林	
	唐川のモミ林				犬山神社社叢	
	宇部神社社叢				那岐山の風衝低木林	
	鳴滝山の自然林(トチノキ スギ サワグルミ ブナ)				那岐山山頂草原	
	赤蔵神社社叢				金山神社社叢	
	虫井神社社叢				三徳山の自然林(Ⅰ)	
	椎谷神社社叢				三徳山の自然林(Ⅱ)	
	久松山のスタジイ林	倭人神社社叢				
鳥取砂丘植生	波々伎神社社叢					

				<table border="1"> <tr><td>打吹山のスダジイ林</td><td>日野町秋縄のケヤキ林</td></tr> <tr><td>御崎のハマヒサカキ群落</td><td>別所のコナファーソヨゴ林</td></tr> <tr><td>甲ヶ山周辺の自然植生</td><td>大木屋神社社叢</td></tr> <tr><td>地獄谷のミスナーサワグルミ群落</td><td>大宮神社のモミ林</td></tr> <tr><td>烏ヶ山のミヤマハンノキ林</td><td>石霞溪のアカマツ林</td></tr> <tr><td>甲川のイヌシデ林</td><td>三栄のケヤキ林</td></tr> <tr><td>甲川のサワグルミ林</td><td>日谷神社社叢</td></tr> <tr><td>甲川のクマシヅク林</td><td>下阿毘縁神社社叢</td></tr> <tr><td>大崎大神山神社のスギ林</td><td>砥破神社のクレーコナツ林</td></tr> <tr><td>大山山頂部の自然草地植生</td><td>扇ノ山のブナ林</td></tr> <tr><td>大山山頂部付近の自然低木林</td><td>菅野湿原</td></tr> <tr><td>大山の中腹自然林</td><td>三国山のブナ林</td></tr> <tr><td>長田神社社叢</td><td>洗足山のヒノキーヒメコマツ林</td></tr> <tr><td>粟島神社社叢</td><td>花倉山の自然林</td></tr> <tr><td>金毘羅神社社叢</td><td>田代の風衝草原</td></tr> </table>	打吹山のスダジイ林	日野町秋縄のケヤキ林	御崎のハマヒサカキ群落	別所のコナファーソヨゴ林	甲ヶ山周辺の自然植生	大木屋神社社叢	地獄谷のミスナーサワグルミ群落	大宮神社のモミ林	烏ヶ山のミヤマハンノキ林	石霞溪のアカマツ林	甲川のイヌシデ林	三栄のケヤキ林	甲川のサワグルミ林	日谷神社社叢	甲川のクマシヅク林	下阿毘縁神社社叢	大崎大神山神社のスギ林	砥破神社のクレーコナツ林	大山山頂部の自然草地植生	扇ノ山のブナ林	大山山頂部付近の自然低木林	菅野湿原	大山の中腹自然林	三国山のブナ林	長田神社社叢	洗足山のヒノキーヒメコマツ林	粟島神社社叢	花倉山の自然林	金毘羅神社社叢	田代の風衝草原
打吹山のスダジイ林	日野町秋縄のケヤキ林																																	
御崎のハマヒサカキ群落	別所のコナファーソヨゴ林																																	
甲ヶ山周辺の自然植生	大木屋神社社叢																																	
地獄谷のミスナーサワグルミ群落	大宮神社のモミ林																																	
烏ヶ山のミヤマハンノキ林	石霞溪のアカマツ林																																	
甲川のイヌシデ林	三栄のケヤキ林																																	
甲川のサワグルミ林	日谷神社社叢																																	
甲川のクマシヅク林	下阿毘縁神社社叢																																	
大崎大神山神社のスギ林	砥破神社のクレーコナツ林																																	
大山山頂部の自然草地植生	扇ノ山のブナ林																																	
大山山頂部付近の自然低木林	菅野湿原																																	
大山の中腹自然林	三国山のブナ林																																	
長田神社社叢	洗足山のヒノキーヒメコマツ林																																	
粟島神社社叢	花倉山の自然林																																	
金毘羅神社社叢	田代の風衝草原																																	
	地形 地質 調 査		3	長尾鼻、泊海岸、曾谷																														
	海域生物 環境 調査		5	小鴨が磯、御崎、酒ノ津、赤碓港、東坪																														
第3回	植生調査	昭和 58年度  62年度	32	扇ノ山、陣鉢山、不動が嶽、菅沢、神戸上桑平峠、河合谷高原、鳥越峠、大木屋神社、三栄、城山、高尾神社裏、 楽々福神社、城山、滝山公園、 扇ノ山、陣鉢山、河合谷高原、印賀大向、与一谷、河合谷高原、日野川、阿毘縁、御墓原、倉谷、日野川、孝霊山、楨原、一ノ投、福頼、荻名、馬佐良、落合																														
	特定植物 群落 生育 調 査		7	浦富熊野神社社叢、坂ノ谷神社照葉樹林、樗谿公園モミ林、東大山域ヒメコマツ群落、東大山域クロソヨコ低木群落、黒坂キシツツジ群落、金華山熊野神社社叢																														

	特定植物群落調査 (追跡調査)		60	第2回の特定植物群落調査地点
	特定植物群落調査 (追加群落)		8	甌山コナフーシエ林、久松山アヘマキ林、日吉神社スタンイ林、伏野神社スタジイ林、権現の森、三滝溪谷フナ林、大山 スナフ、三滝溪谷のスキージャクナゲ群落
	特定植物群落調査 (生育状況調査群落)		8	唐川湿原植生、久松山スタンイ林、鳥取砂丘の植生、大山寺大神山神社スギ老齢林、大山中腹の自然林、大山 スナフ、権現の森、大山山頂部付近の自然草原
	湖沼 河川 調 査		6	多鯨ヶ池、湖山池、東郷池、千代川、天神川、日野川
	海域生物 環境調査		3	赤碓港、酒ノ津、東坪
第4回	巨樹巨木林 調 査	昭和 63年度 、 平成 4年度	517	地上130cmの位置の幹周が300cm以上の樹木(巨樹)及びこれらが複数生育する樹林(巨木林)
	藻場 干潟 調 査		28	藻場(23カ所) 陸上、羽尾、網代・田後、大谷、岩戸、海士島、酒ノ津、長尾鼻(気高町)、長尾鼻(青谷町)、井手、小浜、泊、宇野(泊村)、宇野(羽合町)、逢束、八橋、別所、赤碓、御崎塩津、下木料、御来屋、富長、平田、淀江  干潟(5カ所) 豊成 下木料、真子川、下坪、御来屋、彦名干拓地
	身近な生き 物 調 査	(参加者) 895人		広く自然愛好者の参加を得て、「身近な動植物」の分布や生態を調べ、国土や身近な自然を診断
	植生調査		全 県	第2回及び第3回自然環境保全基礎調査の結果により作成した植生図を修正 -----
	湖沼調査		3	多鯨ヶ池、湖山池、東郷池 -----
河川調査		3	八東川、小鹿川、甲川	

資料5 自然解説実績

年度	区分	大山自然解説		山陰海岸自然解説	
		日数	参加者	日数	参加者
52		31	801	—	—
53		31	1,233	—	—
54		40	1,269	—	—
55		40	1,593	—	—
56		40	1,561	—	—
57		40	1,015	9	200
58		42	1,417	9	165
59		55	2,420	9	178
60		55	2,208	8	247
61		54	2,312	10	302
62		55	2,080	9	287
63		55	2,254	9	292
元		53	2,250	8	285
2		52	2,291	7	292
3		55	2,341	7	224
4		56	2,432	6	266

資料6 自然保護研修実績

年度	区分	研修の名称	場所	参加者 (生徒)
56		自然保護研修	船上山少年自然の家	43人
57		〃	〃	41
58		〃	〃	38
59		自然を守る少年教室	〃	43
60		〃	〃	30
61		〃	〃	37
62		少年少女自然保護協力員養成研修	大山青年の家	38
63		〃	〃	40
元		〃	〃	40
2		〃	〃	40
3		〃	〃	39
4		〃	船上山少年自然の家	37

## 資料7 平成3年度常時監視測定結果の他県との比較

### 1 概 要

平成3年度に中国5県で行われた環境大気測定局の測定結果のうち、環境基準物質について比較したものである。

各物質（二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント）についての比較は表1～表5のとおりである。

注1 各表中数値は、平成3年度「一般環境大気測定局測定結果報告」環境庁大気保全局大気規制課編平成4年12月から抜粋。

注2 局数について、下段（ ）内は設置市町村の数。

注3 複数局ある場合は、測定結果の最小局と最大局の測定数値を掲げた。

### 2 各物質の比較

表1～表5のとおり。

表1 二酸化いおうの比較

都 道 府 県	区 分 局 数	年 平 均 値  (ppm)	1時間値が0.1 ppmを超えた時 間数とその割合		日平均値が0.04 ppmを超えた日 数とその割合		1時間値 の最高値  (ppm)	日平均値 の2%除 外値  (ppm)
			(時間)	(%)	(日)	(%)		
鳥 取	2 (2)	0.003 } 0.005	0	0	0	0	0.038 } 0.041	0.007 } 0.011
島 根	2 (2)	0.005	0 } 1	0 } 0.0	0	0	0.027 } 0.101	0.009 } 0.011
岡 山	56 (14)	0.002 } 0.011	0 } 4	0 } 0.0	0	0	0.023 } 0.125	0.005 } 0.029
広 島	41 (18)	0.003 } 0.013	0 } 15	0 } 0.2	0 } 1	0 } 0.3	0.025 } 0.127	0.006 } 0.030
山 口	38 (13)	0.003 } 0.009	0 } 3	0 } 0.0	0	0	0.023 } 0.155	0.006 } 0.021

表2 一酸化炭素の比較

都 道 府 県	局 数	区分		8時間値が20 ppmを超えた回 数とその割合		日平均値が10 ppmを超えた日 数とその割合		1時間値 の最高値	日平均値 の2%除 外値
		年 平均 値	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)
鳥取	2 (2)	0.4	0	0	0	0	2.5 } 4.5	0.7 } 0.8	
島根	1 (国設)	0.3	0	0	0	0	2.0	0.6	
岡山	1 (国設)	0.6	0	0	0	0	4.1	1.4	
広島	1 (国設)	0.3	0	0	0	0	1.2	0.6	
山口	4 (3)	0.7 } 1.2	0	0	0	0	4.3 } 8.0	1.2 } 2.0	

表3 浮遊粒子状物質の比較

都 道 府 県	局 数	区分		1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> を超えた時 間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日 数とその割合		1時間値 の最高値	日平均値 の2%除 外値
		年 平均 値	(mg/m <sup>3</sup> )	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )
鳥取	2 (2)	0.022 } 0.025	0	0	0 } 1	0 } 0.3	0.139 } 0.173	0.053 } 0.062	
島根	2 (2)	0.019 } 0.026	0 } 1	0 } 0.0	0 } 1	0 } 0.3	0.132 } 0.220	0.052 } 0.062	
岡山	50 (14)	0.025 } 0.056	0 } 66	0 } 0.8	0 } 26	0 } 7.2	0.127 } 0.358	0.060 } 0.138	
広島	36 (17)	0.026 } 0.050	0 } 37	0 } 0.5	0 } 26	0 } 7.3	0.152 } 0.427	0.059 } 0.125	
山口	36 (13)	0.022 } 0.047	0 } 24	0 } 0.3	0 } 14	0 } 3.9	0.147 } 0.506	0.054 } 0.117	

表4 窒素酸化物の比較

区分 都道府県局数		一酸化窒素 (NO)			二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )				窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )					
		年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値	日平均値が0.06 ppmを超えた日 数とその割合		1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	NO <sub>2</sub>	
						(ppm)	(ppm)						(ppm)	(ppm)
鳥取	2 (2)	0.003	0.070	0.010	0.009	0	0	0.047	0.019	0.012	0.117	0.029	67.1	
		}	}	}	}			}	}	}	}	}	}	}
		0.006	0.156	0.023	0.011			0.070	0.022	0.017	0.200	0.043	76.3	
島根	2 (2)	0.002	0.037	0.004	0.005	0	0	0.041	0.012	0.006	0.057	0.015	71.2	
		}	}	}	}			}	}	}	}	}	}	}
		0.079	0.007					0.060	0.015	0.008	0.104	0.021	72.6	
岡山	45 (14)	0.005	0.081	0.021	0.005	0	0	0.054	0.024	0.016	0.122	0.048	37.9	
		}	}	}	}			}	}	}	}	}	}	}
		0.031	0.500	0.110	0.026	1	0.3	0.146	0.049	0.054	0.546	0.142	71.1	
広島	41 (18)	0.002	0.033	0.006	0.005	0	0	0.040	0.014	0.007	0.056	0.019	27.8	
		}	}	}	}			}	}	}	}	}	}	}
		0.042	0.373	0.101	0.027	2	0.6	0.138	0.048	0.050	0.386	0.128	79.9	
山口	27 (13)	0.004	0.085	0.014	0.010	0	0	0.056	0.021	0.015	0.132	0.040	48.9	
		}	}	}	}			}	}	}	}	}	}	}
		0.023	0.388	0.076	0.025	3	0.8	0.111	0.052	0.048	0.485	0.124	74.0	

(注) ザルツマン係数0.84の吸光度法で測定した結果

表5 オキシダントの比較

都道府県局数	区分	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値の最高1時間値の年平均値
		(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
鳥取	2 (2)	279	4,047	16	50	0	0	0.078	0.040
		331	4,870	44	215			0.094	0.050
島根	2 (2)	314	4,548	15	64	0	0	0.079	0.036
		364	5,383	78	522			0.101	0.051
岡山	38 (13)	238	3,516	20	61	0	0	0.084	0.031
		366	5,436	77	324	1	2	0.124	0.050
広島	30 (14)	320	4,651	14	47	0	0	0.080	0.032
		366	5,374	106	566	5	10	0.151	0.050
山口	19 (13)	351	5,051	0	0	0	0	0.060	0.026
		366	5,413	37	182			0.103	0.041

3 大気環境濃度測定結果と環境基準との評価方法

評価項目	評価方法	
二酸化いおう	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppmを超えないこと。	
光化学オキシダント	昼間（5時から20時まで）の1時間値が0.06ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.1mg/m <sup>3</sup> 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値（1日を3回の時間帯に区分した場合の8時間平均値）が20ppm以下であること。	



資料8 ばい煙発生施設に対するばいじんの排出基準の概要 (県内該当施設)

令項別表番第一号	施設の種類	排出基準値 (g/Nm <sup>3</sup> )			標準酸素濃度 On (%)	備考
		区分 規模 (万Nm <sup>3</sup> /H)	既設	新設		
1	カス専焼	4以上	0.05	0.05	5	◎当分の間On=Os
		4未満	0.10	0.10		
	重油その他液体専焼並びにガス及び液体の混焼	20以上	0.07	0.05	4	
		4～20	0.18	0.15	4	
		1～4	0.25	0.25	4	
		1未満	0.30	0.30	◎ 4	
	紙・パルプの製造に伴う黒液燃焼	20以上	0.20	0.15	Os	
		4～20	0.35	0.25		
		4未満		0.30		
	石炭燃焼	20以上	0.15	0.10	6	
		4～20	0.25	0.20		
		4未満	0.35	0.30		
低カロリー石炭燃焼	—	△0.70	—	Os	△5,000 Kcal/Kg未満のもの	
	触媒再生塔付属	—	0.30	0.20	4	◎当分の間On=Os
	前記を除く	4以上	0.30	0.30	◎ 6	(注) 小型ボイラーで60.99以前に設置されたもの及びガス、灯油、軽油、A重油を使用するものは適用しない。そのほかのものは、それぞれ最小規模の基準(ただし65.99までに設置されたものは0.5g/Nm <sup>3</sup> )
4未満	0.40					
2	カス発生炉	—	0.05	0.05	7	
	ガス加熱炉	—	0.10	0.10	7	
5	金属溶解炉	4以上	0.10	0.10	Os	※アルミウム用反射炉は当分の間0.30
		4未満	※0.20	※0.20		
6	金属加熱炉	4以上	0.15	0.10	◎ 11	◎当分の間On=Os
		4未満	0.25	0.20		
7	石油加熱炉	4以上	0.10	0.10	6	※潤滑油製造用で1万Nm <sup>3</sup> /H未満のものは当分の間0.18
		4未満	※0.15	0.15		

令項別表番第一号	施設の種類		排出基準値 (g/Nm <sup>3</sup> )			標準酸素濃度 On (%)	備考
			区分 規模 (万Nm <sup>3</sup> /H)	既設	新設		
9	焼成	石灰焼成炉	—	0 30	0 30	15	◎当分の間On=Os
		土中釜	—	0 40	0 40	15	
	炉	セメント焼成炉	—	0 10	0 10	10	
		耐火物原料 又は耐火レンガ 製造用	4 以上	0 10	0 10	18	
			4 未満	0 20	0 20		
		前記を除く	4 以上	0 15	0 15	◎ 15	
4 未満	0 25		0 25				
11	乾燥炉	4 以上	0 15	0 15	16	★1万Nm <sup>3</sup> /H未満は0 35	
		4 未満	★0 30	0 20			
	骨材乾燥炉	—	※0 50	0 50	16	※2万Nm <sup>3</sup> /H未満は0 60	
13	廃棄物焼却炉	—	0 50	0 50	◎ 12	◎当分の間On=Os	
		連続炉	4 以上	0 15	0 15	◎ 12	◎当分の間On=Os
4 未満	0 50		0 50				
	29	ガスタービン	常用	—	△	0 05	16
非常用			—	△	△	—	
30	ディーゼル機関	常用	—	△	0 10	13	△当分の間適用猶予
		非常用	—	△	△	—	
31	カス機関	常用	—	0 05	0 05	0	△当分の間適用猶予
		非常用	—	△	△	—	
32	ガソリン機関	常用	—	0 05	0 05	0	△当分の間適用猶予
		非常用	—	△	△	—	

(注) 1 上表区分の既設は昭和57年5月31日までに(ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年1月31日)設置又は着工されたもので、新設は昭和57年6月1日以降に(ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年2月1日)設置されたものである。

2 熱源として電気を使用するもの及び上表で標準酸素濃度OnがOsとなっているものは、標準酸素濃度補正方式を適用しない。

3 項番号11の乾燥炉で、直接熱風乾燥型の場合は標準酸素濃度をOsとする。

4 はいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C はいじん量 (g/Nm<sup>3</sup>)  
 O<sub>n</sub> 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (%)  
 O<sub>s</sub> 測定時の酸素濃度 (%)  
 C<sub>s</sub> 測定時のはいじん量 (g/Nm<sup>3</sup>)

資料9 ばい煙発生施設に対する窒素酸化物の排出基準の概要（県内該当施設）

令項 別 表 番 第 一 号	施 設 の 種 類		排 出 基 準 値 (ppm)							標 準 酸 素 濃 度 On (%)	備 考							
			設 置 年 月 日	48	4850	5052	5254	5458	5862			62						
				・以 8 ・ 9 前	・ 8 12 ・ 10 9 }	・ 12 6 ・ 10 17 }	・ 6 8 ・ 18 9 }	・ 8 9 ・ 10 9 }	・ 9 3 ・ 10 31 }			・ 4 ・ 1 降						
1	ボイラー (伝熱面積 10 m <sup>2</sup> 以上)	カス専焼	50以上	} 130	} 130	} 100	} 60	} 60	} 60	} 60	5	液体燃焼ボイラーで52.99以前に設置された排出ガス量0.5万Nm <sup>3</sup> /H未満の過負荷燃焼型のものについては適用しない。						
			10～50										} 150	} 150	} 150	} 150	} 150	} 150
			4～10	} 130	} 130	} 130	} 130											
			1～4					} 150	} 150	} 150								
			1未満	4	◎52.9 10～54.8.9までに設置のものは設置された日から180ppm													
	液体燃焼	50以上	} 180			} 180	} 150	} 130	} 130	} 130	} 130							
		10～50										} 190	} 190	} 150	} 150	} 150	} 150	
		4～10	} 230			} 230	} 250	} 180	} 180									
		1～4								} 250	} 250							} 250
		1未満	6	◎当分の間 350ppm														
固体燃焼	70以上	} 400			} 300	} 300	} 300	} 300	} 300	} 200								
	50～70										} 420	} 350	} 300	} 300	} 300	} 250		
	20～50	} 450			} 380	} 350	} 350	} ◎300										
	4～20								} 480	} 480							} 480	} 380
	0.5～4	4	◎65.99までに設置されたものは300ppm															
0.5未満	6			◎260														
小ボイラー型1					液体燃焼	—	—	—	—	—	—	—	—					
					固体燃焼	—	—	—	—	—	—	—	350					
2					ガス発生炉・加熱炉	—	170	170	170	170	150	150	150	7				
		—	360			360	360	360	150	150	150							
5	金属溶解炉	—	200	200	200	200	180	180	180	12	キューポフは適用除外							
6	金属加熱炉 (フジアントチュ ーブ型)	10以上	} 200	} 200	} 100	} 100	} 100	} 100	} 100	} 100	11							
		1～10											} 170	} 170	} 100	} 100	} 100	} 100
0.5～1	} 200	} 200	} 150	} 150	} 150	} 150												
0.5未満							} 180	} 180	} 180	} 180								
10以上											} 200	} 200						
1～10	} 170	} 170	} 150	} 130	} 130	} 130												
0.5～1							} 200	} 200	} 170	} 150			} 150	} 150				
0.5未満															} 200	} 200	} 180	} 180
10以上	} 200	} 200	} 100	} 100	} 100	} 100												
1～10							} 170	} 170	} 150	} 130	} 130	} 130						
0.5～1													} 200	} 200	} 170	} 150	} 150	} 150
0.5未満																		
4以上	} 170	} 170	} 100	} 100	} 100	} 100												
1～4							} 180	} 180	} 150	} 130	} 130	} 130						
0.5～1													} 200	} 200	} 180	} 150	} 150	} 150
0.5未満																		
7	石油加熱炉	—	170	170	100	100	100	100	100	6								

令項別表番第一号	施設の種類	排出基準値 (ppm)								標準酸素濃度 On (%)	備考
		設年月日 規模 (万Nm <sup>3</sup> /H)	48 ・以 8 ・ 9 前	4850 ・ 812 ・ 109 1	5052 ・ 126 ・ 1017 1	5254 ・ 68 ・ 189 1	5458 ・ 89 ・ 109 1	5862 ・ 93 ・ 1031 1	62 ・以 4 ・ 1 降		
9	石灰焼成炉のうちカス 燃焼ロータリーキルン	—	300	300	300	300	250	250	250	15	
	その他の焼成炉 及び溶融炉	—	200	200	200	200	180	180	180		
11	乾燥炉	—	250	250	250	250	230	230	230	16	
13	廃棄物焼却炉 (連続炉に限る)	4以上 4未満	300	300	300	250 300	250	250	250	12	
	廃棄物焼却炉 (連続炉を除く)	4以上 4未満	—	—	—	250	250	250	250		

(注) 1 熱源として電気を使用するものについては、適用しない。

2 排出基準値は、次式により算出する。

$$\text{窒素酸化物濃度 (ppm)} = \frac{21 - O_n}{21 - \text{酸素測定濃度、} O_s (\%)} \times \text{窒素酸化物測定濃度 (ppm)}$$

ただし、酸素測定濃度が、20%を超える場合にあっては、20%とする。

3 小型ボイパーにあっては、60.9.10以降設置されたものに適用する。

なお、軽質液体燃料を使用する小型ボイパーには適用しない。

### 資料10 ガスタービン及びディーゼル機関に係る窒素酸化物の排出基準

令項別表番第一号	施設の種類	排出基準値 (ppm)						標準酸素濃度 On (%)	備考		
		既設	新設								
29	ガスタービン	常用	△	・70ppm 但し燃料種別及び規模に応じた段階的規制						16	△ 当分の間 適用猶予
				燃料種別	排ガス量	設置時期	63.2.1~ 64.7.31	64.8.1~ 66.1.31	66.2.1~		
				液体	45,000Nm <sup>3</sup> h未満		120	100	70		
				45,000Nm <sup>3</sup> h以上		100	100	70			
気体	45,000Nm <sup>3</sup> h未満		90	70	70						
		非常用	△	△					—		
30	ディーゼル機関	常用	△	950ppm 但し、シリンダー内径 400mm 以上の大型機関は、						13	△ 当分の間 適用猶予
				63.2.1~64.7.31		1,600ppm					
				64.8.1~66.1.31		1,400 "					
				66.2.1~当分の間		1,200 "					
		非常用	△	△					—		
				対策技術評価後							
								950 "			

(注) 上表区分の既設は昭和63年1月30日までに設置又は着工されたもので、新設は、昭和63年2月1日以降に設置されたもの。

資料11 ガス機関及びガソリン機関に係る窒素酸化物の排出基準

令別表 番号 第一号	排 出 基 準 値 (ppm)						標準酸 素濃度 On (%)	備 考
	設置年月日 施設の種類の	63 ・ 1 ・ 31 以 前	63 H3 2 ・ 1 ・ 31 {	H3 2 ・ 1 ・ 31 {	H6 1 ・ 31	H6 2 ・ 1 以 後		
31	ガス機関	常用	◎ 2,000	○ 2,000	1,000	600	0	
		非常用	△	△	△	△		
32	ガソリン 機 関	常用	◎ 2,000	○ 2,000	1,000	600	0	
		非常用	△	△	△	△		

(注) ◎平成5年1月31日まで適用猶予

○平成3年7月31日まで適用猶予

△当分の間適用猶予

資料12 大気汚染防止法第18条の3の総理府令で定める一般粉じん発生施設の管理基準

(施行規則第16条 昭和46. 6.22)

令別法第2 の項番号	一般粉じん 発生施設	規 模	管 理 基 準
1	コークス炉	原料処理能力 が1日当たり 50t以上であ ること。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</li> <li>2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は防じんカバー等を設置して行うこと。</li> <li>3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</li> </ol>
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が1,000 m <sup>2</sup> 以上であ ること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般粉じんか飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>3 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</li> <li>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>

令別表第2 の施設番号	一般粉じん 発生施設	規 模	管 理 基 準
3	ヘルトコンヘア 及びバケットコ ンヘア（鉱物、 土石又はセメン トの用に供する ものに限り、密 閉式のものを除 く。）	ヘルトの幅か 75 cm以上で あるか、又は バケットの内 容積が0.03 m <sup>3</sup> 以上であ ること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2 コンヘアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンヘアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。</li> <li>3 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>4 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
4	破碎機及び摩砕 機（鉱物、岩石 又はセメントの 用に供するもの に限り、湿式の もの及び密閉式 のものを除く。）	原動機の定格 出力は75 kw 以上であるこ と。	<p>次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2 フード及び集じん機が設置されていること。</li> <li>3 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>4 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
5	ふるい（鉱物、 岩石又はセメン トの用に供する ものに限り、湿 式のもの及び密 閉式のものを除 く。）	原動機の定格 出力が15 kw 以上であるこ と。	5の基準は、「4の基準」と同じ。

資料13 特定粉じん発生施設の規制基準

令別表第二の二項番号	特定粉じん発生施設	規模	規制基準
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。	大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本。
2	混合機		
3	紡織用機械		
4	切断機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。	
5	研磨機		
6	切削用機械		
7	破砕機及び摩砕機		
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）		
9	穿孔機		

(注) この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品製造の用に供する施設に限り 湿式のもの及び密閉式ものを除く。

資料14 航空機騒音に係る環境基準について

(昭和48.12.27)  
環 告 154)

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

公害対策基本法第9条による騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)
I	70以下
II	75以下

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル（計量単位：デシベル）及び航空機の機数を記録するものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表とすると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表とすると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 航空機騒音の評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値（単位 W E C P N L）を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

算式

$$\overline{dB(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

- (注)  $\overline{dB(A)}$ とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を $N_1$ 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を $N_2$ 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を $N_3$ 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を $N_4$ とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

- (5) 測定機器は、日本工業規格C1502に定める指示騒音計若しくは国際電気標準会議p u b / 179に定める精密騒音計又はこれらに相当する測定機器を用いるものとする。

この場合において、聴感補正回路はA特性とし、また、動特性は緩（s l o w）とする。

- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

## 第2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善の目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。



飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場			
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
	第二種空港 (福岡空港を除く。)	A	5年以内
		B	10年以内
	新東京国際空港		
第一種空港(新東京国際空港を除く。) 及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未滿とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2 10年以内に、75WECPNL未滿とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。	

備考 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。

2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。

3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。

3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じて、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

資料15 騒音規制法第2条第1項の政令で定める特定施設一覧

施設		備考
施設の種類	機械名	
1 金属加工機械	イ 圧延機械 製管機械 ベンディングマシン	原動機の定格出力の合計が22.5 kw以上のものに限る。  ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75 kw以上のものに限る。
	ー 液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が30重量トン以上のものに限る。
	へ せん断機	原動機の定格出力が3.75 kw以上のものに限る。
	ト 鍛造機	
	チ ワイヤフォーミングマシン	
	リ プラスト	タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く。
ヌ タンパー		
2 空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が7.5 kw以上のものに限る。
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5 kw以上のものに限る。
4 織機		原動機を用いるものに限る。
5 建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る。
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る。
6 穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5 kw以上のものに限る。
7 木材加工機械	イ ドラムバーガー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25 kw以上のものに限る。
	ハ 碎木機	
	ー 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kw以上のものに限る。
	ホ 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kw以上のものに限る。
	へ かんな盤	原動機の定格出力が2.25 kw以上のものに限る。
8 抄紙機		
9 印刷機械		原動機を用いるものに限る。
10 合成樹脂射出成形機		
11 鑄造型機		ジェット式のものに限る。

資料16 騒音規制法第2条第3項の政令で定める特定建設作業一覧

作 業	備 考
1 くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業。	くい打機をアースオーカーと併用する作業を除く。
2 ひょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5 コンクリートプント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプントを設けて行う作業を除く

資料17 振動規制法第2条第1項の政令で定める特定施設一覧

- 1 金属加工機械
  - (ア) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
  - (イ) 機械プレス
  - (ロ) セン断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）
  - (ハ) 鍛造機
  - (ニ) ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
- 2 圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）

- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）  
並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
- 6 木材加工機械
  - (ア) ドラムバーガー
  - (ロ) チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳型造型機（ジ　　ト式のものに限る。）

#### 資料18 振動規制法第2条第3項の政令で定める特定建設作業一覧

- 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい打機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
- 4 ブレーカー（手持式ものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

資料19 公害関係事犯検挙状況

(平成4年中)

署別	法 令 法	廃棄物 処 理		水濁法		砂 利 採取法		河川法		と畜 場法		自 然 公園法		漁 業 法等		海岸法		へい 獣 場 理 法		自然環 境保全 条例		合 計		前年 同期	
		件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
岩 美		3	3									2	5									5	8	10	9
鳥 取		5	5																			5	5	15	16
郡 家		0	0																			0	0	2	2
智 頭		1	2																			1	2	1	2
浜 村		1	2																			1	2	4	7
倉 吉		0	0																			0	0	3	6
八 橋		1	2																			1	2	8	10
米 子		2	3																			2	3	2	2
境 港		5	5																			5	5	1	1
溝 口		0	0																			0	0	1	4
黒 坂		0	0																			0	0	4	2
合 計		18	22									2	5									21	27	/	/
前年 同期		50	61					1	0													/	/	51	61

公害苦情取扱い状況

(平成4年中)

措置別	公害種別	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	その他	合 計
			3		57				2		62
措 置 別	話しあいあっせん										
	警告・指導				47						47
	検 挙										
	他機関通報		1		1						2
	措置不能		1						1		2
	そ の 他		1		9			1			11
	前年苦情受理件数		4		79			1	6		121

資料20 平成4年度環境保全関係予算等の概要

◎ 環境保全課

(単位 千円)

事業名	4年度予算	備考
(目) 環境保全費		
清掃指導費	68,078	合併処理浄化槽設置推進事業費 17,200 一般廃棄物処理指導費 3,925 浄化槽指導費 2,838 産業廃棄物処理指導費 7,886 廃棄物不法投棄防止対策推進事業費 12,551 産業廃棄物処理公共関与等検討調査費 22,570 一般廃棄物減量化再生利用推進事業費 1,108
環境保全行政費	3,570	環境保全推進費 2,401 審議会等開催費 1,169
大気汚染防止対策費	7,609	地球環境問題関連事業費 1,420 ばい塵調査費 727 環境汚染物質調査費 5,342 汚染物質排出量調査費 120
水質汚濁防止対策費	40,926	ゴルフ場周辺水質調査指導事業費 2,200 公共用水域等水質調査費 11,894 事業場排出調査指導費 4,103 湖山池水質浄化対策推進費 5,899 中海水質汚濁防止対策協議会運営費 637 水質浄化対策推進費 8,918 中海湖沼水質保全計画推進費 7,275
騒音防止対策費	1,042	
振動防止対策費	501	
悪臭防止対策費	1,795	
地盤沈下防止対策費	1,200	
海水浴場整備促進指導費	225	
環境影響評価推進費	639	
ウツン残土堆積場環境調査費	9,154	
地域環境保全活動推進事業費	1,598	
生活排水対策推進事業費	5,853	
少年少女環境ふれあい推進事業費	2,105	
計	144,295	

◎ 自然保護課

(単位 千円)

事業名	4年度予算	備考
(目) 環境保全費		
自然保護行政費	2,416	自然保護行政費 1,416 自然環境保全基礎調査費 1,000
自然保護対策費	28,065	自然保護用地管理事業費 876 大山頂上植生復元事業費 2,001 鳥取砂丘管理調査費 17,160 鳥取県の自然調査事業費 8,028
保全地域調査及び管理費	1,099	
公園調査及び管理費	43,520	一般調査管理費 31,806 自然歩道等管理費 4,598 県立自然公園再検討事業 5,730 国定公園計画再検討事業 1,386
公園等施設整備事業費	196,135	山陰海岸国立公園施設整備事業費 23,800 大山隠岐国立公園施設整備事業費 10,000 水ノ山後山那岐山国定公園施設整備事業費 85,000 県立自然公園施設整備費 27,000 水ノ山自然ふれあいの里整備費 22,735
自然環境保全審議会費	2,992	自然保護部会費 1,614 温泉部会費 1,378
温泉振興対策費	48,287	温泉調査指導監督費 882 吉岡温泉保全調査事業費 47,405
自然保護思想普及啓蒙事業費	4,466	自然解説等事業費 1,401 少年少女自然保護協力員養成 989 自然観察健康ウォーク事業費 1,082 自然観察指導員設置事業費 994
自然科学館管理運営費	14,873	大山自然科学館管理運営費 1,655 山陰海岸科学館管理運営費 3,818 山陰海岸自然科学館補修等工事費 9,400
景観対策検討事業費	23,078	景観対策懇談会設置費 982 県民意識調査費 1,106 景観対策検討管理費 1,623 景観施策検討調査費 9,256 景観シュミレーション調査研究費 10,111
計	364,931	

資料21 市町村の公害行政機構

市町村名	公害行政担当部・課名	公害対策審議会設置	電話番号(代表)
		環境保全審議会	
鳥取市	下水環境部環境課	○昭和47. 10. 13	(0857)22-8111
米子市	環境部環境課	○" 45. 10. 7	(0859)22-7111
倉吉市	福祉部環境課	○" 45. 10. 8	(0858)22-8111
境港市	環境部環境対策室	○" 47. 10. 5	(0859)44-2111
国府町	町民課	○平成3 7 4	(0857)22-0111
岩美町	町民課		(0857)73-1411
福部村	住民課		(0857)75-2111
郡家町	保健課		(0858)72-0201
船岡町	民生課		(0858)72-0044
河原町	町民課	○" 47. 10. 11	(0858)85-0011
八東町	ふれあい課	○" 49. 4 1	(0858)84-2111
若桜町	町民課	○" 46. 3 24	(0858)82-1111
用瀬町	民生課		(0858)87-2111
佐治村	民生課		(0858)88-0211
智頭町	福祉課	○" 45. 7. 27 (公害対策協議会)	(0858)75-3111
気高町	健康対策課	○" 46. 12. 22	(0857)82-0011
鹿野町	総務課		(0857)84-2011
青谷町	創生企画課	○" 47. 1. 14 ( " 4 5. 20)	(0857)85-0011
羽合町	町民課	○" 46. 10. 23	(0858)35-3111
泊村	住民課	○" 47. 6 20	(0858)34-3111
東郷町	町民課	○" 46. 12. 22	(0858)32-1111
三朝町	健康対策課	○" 46. 4 1	(0858)43-1111
関金町	町民課	○" 47. 4 1	(0858)45-2111
北条町	町民課	○" 46. 10. 1	(0858)36-3111
大栄町	保健課	○" 46. 10. 1	(0858)37-3111
東伯町	保健衛生課	○" 48. 3 30	(0858)52-2111
赤碓町	保健課	○" 46. 6 1	(0858)55-0111
西伯町	企画開発課	○" 48. 3 24	(0859)66-3111
会見町	町民課	○平成3 6 29	(0859)64-2211
岸本町	町民課		(0859)68-3111
日吉津村	住民課	○" 46. 8 31	(0859)27-0211
淀江町	企画課	○" 47. 7 1	(0859)56-3111
大山町	企画課	○" 48. 4 1	(0859)53-3311
名和町	環境整備課	○" 47. 4 1	(0859)54-3111
中山町	福祉保健課		(0858)58-2111
日南町	企画課		(0859)82-1111
日野町	町民課		(0859)72-0331
江府町	民生課		(0859)75-2211
溝口町	町民課		(0859)62-0711



資料22 市町村の環境関係条例制定状況

条 例	公 布 日	施 行 日
鳥取市自然保護および環境保全条例	昭和47 10 13	47 10 13
米子市環境保全条例	47 6 28	47 7 1
倉吉市公害防止条例	48 9 13	49 1 1
境港市公害防止条例	48 12 24	49 6 1
大英町環境保全条例	48 12 14	49 1 1
大山町環境保全条例	48 7 2	48 7 2
赤碓町環境保全条例	49 3 30	49 3 30
東伯町環境保全条例	54 10 1	54 10 1
三朝町環境保全条例	54 3 27	54 9 27
関金町環境保全条例	53 3 29	53 3 29
西伯町環境保全条例	49 3 23	49 3 23
羽合郷町環境保全条例	49 9 30	49 9 30
東郷町環境保全条例	49 10 1	49 10 1
岩美町環境保全に関する条例	60 3 22	60 3 22
日吉津村環境保全に関する条例	60 11 15	60 11 16
岩美町水道水源保護条例	H 2 3 30	H 2 3 30
淀江町公害防止条例	2 7 26	2 7 26
国府町環境保全条例	3 3 30	3 4 1
中山町環境保全条例	4 3 24	4 3 24
青谷町環境保全条例	4 5 18	4 5 20
会見町公害防止条例	4 10 1	4 10 1

資料23 市町村及び住民の公害防止協定締結状況

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締結企業（工場）等			
鳥取市	鳥取トヨーサッシ工業(株)	金 属 製 品	S48.12.28	工業団地進出企業との協定
	鳥取旭工業(株)	〃	50.12.29	
	上原メッキ工業	〃	〃	
	大洋住研ホーロー(株)	〃	〃	
	(株)山陰カッパ総合現像所	写 真 現 像	〃	
	(株)アサヒメッキ	〃	〃	
	協同組合鳥取鉄工センター他8社	〃	51.7.26	
	(株)鳥取菓子工業センター他3社	食 料 製 造	52.9.10	
	山根金属工業(株)	金 属 製 品	50.12.29	
	三洋製紙(株)	製 紙	〃	
	鳥取三洋電機(株)	電 機 製 品	51.4.1	
	鳥取ダイヤモンド電機(株)	〃	57.9.8	
	大同端子製造(株)	〃	〃	
	丸栄金属製作所	機 械 製 品	〃	
	(株)サンフイズ	食 品 製 造	S63.7.1	
	ノコーマイクロエレクトロクス(株)	電 気 製	63.8.1	

締結当事者		業種	締結年月日	備考	
市町村等	締結企業(工場)等				
住民	(株)スイデン	電気器具	H2 7.10	市立会	
	ユーオンケカー(株)鳥取工場	その他製品製造	H3 3.27	〃	
	加藤金属興業(株)	金属製品	H4.12.9	〃	
	鳥取県	工業試験場 汚水処理施設	S52.1.10	〃	
米子市	米子市	清掃工場建設	52.8.19	市議会立会	
〃	アスファルト合材(株)	アスファルトプラント	56.10.20	市立会	
〃	日建工業(株)	宅地開発	61.5.9	〃	
〃	日清ハム(株)	食品加工業	61.11.15	〃	
倉吉市	日本チップ工業(株)	製材業	47.2.16	住民立会	
	(株)明治機械製作所	機械・器具製造業	47.7.20	〃	
	関生生コン(株)	生コンプラント	48.2.14	〃	
	東伯町長他	清掃工場建設	48.10.22	〃	
	倉吉市農業協同組合	畜産業	49.9.27	〃	
	(株)倉吉インターヒルズゴルフクラブ	ゴルフ場	H3.6.10	〃	
	白山環境開発(株)	最終処分場	元.11.24	県立会	
	打吹建設(株)	建設業	47.11.8	市立会	
	〃	神鋼機器工業(株)	機械	50.2.21	〃
	〃	中部広域行政管理組合	し尿処理場	H3.12.26	市立会
〃	大川塵清掃	産業廃棄物処理業	H4.7.6	〃	
境港市	日本石油(株)	石油	49.9.20	〃	
	(有)錦海化成	魚腸骨処理場	H元.2.16	〃	
	三光石油(株)	産業廃棄物処理業	H4.7.14	〃	
国府町	鳥取協同畜産(株)	畜産	63.7.25	〃	
岩美町	三洋エクセル(株)	乾電池製造業	58.5.7	住民立会	
	(有)鳥取ダンレックス	最終処分場	H3 8.27	県立会	
郡家町	山根金属工業(株)	金属製品	H2.11.17	〃	
	(有)ウェルド	〃	3 2 2	〃	
河原町	鳥取八木電子(株)	電気製品製造	48.10.19	〃	
	日光電子工業(有)	〃	49.10.29	〃	
八東町	山本和正	畜産	49.1.14	〃	
	中原好一	〃	49.8.12	〃	
	昭和樹脂化工(株)	化学製品	51.7.30	〃	
	朝倉 勲	畜産	51.12.8	〃	
	八東町農業協同組合	〃	53.4.15	〃	
智頭町	(株)いかり食品	食品製造業	63.6.10	〃	
青谷町	鳥取トクオカ(株)	繊維製品	60.12.5	〃	

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締結企業（工場）等			
青 谷 町	岸本三光堂	事務用紙製品	H3.3.27	
羽 合 町	倉吉魚市場(株) 鳥取県	水産食料品 天神川流域・下水道 終末処理場設置	S47.6.1 51.5.1	
泊 村	富士西産業(株)	食料品製造	48.10.19	住民立会
	日本海生コン株式会社	生コンプフント	H4.8.25	住民立会
	八幡生コン株式会社	生コンプフント	H4.8.25	住民立会
三 朝 町	鳥取県中部森林組合	木材・木製品	57.10.14	住民立会
	中部砂利生産協同組合	土 石	58.5.2	
	田栗信稔	畜 産	60.5.15	
	川本仁志	〃	60.8.13	
	広田正和	土 石	60.10.11	
	小椋興業(有)	〃	61.5.7	
	三朝町農業協同組合	給 油 所	H2.7.6	
	山本宏志 (有)磯江商事	畜 産 真砂土採取	2.7.6 4.12.8	
北 条 町	山陰自動車整備工業(株)	車 輛 整 備	50.9.20	住民立会
	中部建設協同組合	土 石	50.6.28	
	三陽合織(株)	紡 績	53.10.5	
	前川菊次	農 産 物 処 理	52.6.13	
	北条町農業協同組合	フ イ ス セ ン タ ー	52.3.19	
	中部舗装(株)	ア ス フ ァ ル ト プ フ ン ト	54.10.31	
	北条町農業協同組合	畜 産	56.6.15	
	県中央自動車協同組合	車 輛 整 備	56.8.20	
	相模ハム(株)	食 品 加 工 業	59.9.1	
	(有)北条リョーコーアパレル	衣料品製造加工販売	63.1.26	
大 栄 町	(株)河鶴	食 料 品 製 造	51.11.17	(大根つけもの) (パーク粉碎)
	大栄町農業協同組合	木 材 木 製 品	52.12.20	
	東伯町農業協同組合	畜 産	55.2.25	
	鳥取サンシャインセンター	ク リ ー ー ン グ	50.4.11	
	新興螺子(株)	機 械 部 製 造	55.5.30	
	(有)岡崎種鶏場	畜 産	59.5.11	
	中原健治	〃	63.12.21	
	梅窪広仁	〃	H元.11.14	
	白山環境開発(株)	最 終 処 分 場	H元.11.24	
	住 民 大栄町農業協同組合	フ イ ス セ ン タ ー	52.11.11	
〃 扶桑木材(株)	建 材	47.1.20	〃	
〃 大栄町農業協同組合堆肥センター	肥 料	56.10.3	〃	

締結当事者		業種	締結年月日	備考
市町村等	締結企業（工場）等			
住民	大栄町農業協同組合堆肥センター	肥料	57.12.13	町立会
"	" "	"	58.7.27	"
"	新木木工(株)	木材木製品	H3.8.26	"
"	小椋スレート工場	窯業・土石	H3.12.5	"
赤碓町	富士西産業(株)	食料品製造	S48.10.28	県立会
	赤碓町農業協同組合	農産物加工	51.12.15	"
	赤碓町生コン(株)	生コンプファント	49.12.27	住民立会
	上野水産(株)	水産食料品	49.1.22	
	赤碓町農業協同組合	フイスセンター	53.12.7	
	鳥取県農業協同組合連合会	家畜市場	4.11.25	住民立会
東伯町	東伯町農業協同組合	畜産	53.8.21	
	下伊勢畜産団地組合	"	53.2.20	住民立会
	川本正一郎	"	61.10.3	
	東伯町農業協同組合	"	61.12.5	
	"	"	"	覚書
	"	"	62.7.27	同意書
	"	"	63.5.26	
	近藤 弘	牛車	63.5.26	
	小前孝夫	"	"	
	三島英幸	"	"	
	池山敏明	"	"	
	西本和昭	"	"	
	東伯町農業協同組合	畜産	58.6.15	住民立会
	"	"	58.12.7	"
	"	"	58.12.16	"
	"	"	60.3.6	"
	"	"	H2.5.14	"
住民	"	"	52.12.28	町立会
"	"	"	53.8.10	
"	"	"	55.3.25	覚書
"	"	"	60.3.6	"
"	(有)東和資料	廃処理業	58.2.23	町立会
"	東伯町農業協同組合	"	58.12.15	覚書
"	"	"	58.12.16	"
"	"	"	58.12.25	"
"	"	"	60.1.8	"
"	"	"	60.1.9	"

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締 結 企 業 ( 工 場 ) 等			
住 民	東伯町農業協同組合	廃 品 処 理 業	60.1.14	覚 書
〃	〃	〃	60.1.25	〃
〃	〃	〃	60.2.12	〃
〃	〃	〃	60.3.1	〃
〃	〃	〃	60.3.3	〃
〃	〃	畜 産	60.3.4	〃
〃	〃	〃	60.3.5	〃
〃	川本有希子	〃	60.9.30	
〃	東伯町農業協同組合	〃	63.12.20	
〃	三浦幹雄	〃	H元.8.31	
名 和 町	山陰畜産(株)	畜 産	48.12.14	
	山陰畜産(株)	〃	58.3.15	
	(株)鳥取県食肉センター	畜 産 加 工	57.7.30	
	鳥取県経済農業協同組合連合会	畜 産	58.10.17	
	〃	〃	H4.7.28	
	(株)中部芝	ゴ ル フ 練 習 場	H3.4.5	住民立会
	ファ リー(株)	健 康 器 具 製 造	H4.9.25	住 民
	日本海開発(有)	産 業 廃 棄 物 処 理 業	H4.10.12	
住 民	枝谷純拓	畜 産	50.10.11	
〃	名和食鶏(有)	〃	54.10.24	町立会
〃	キマチ医院	医 療	58.5.19	〃
〃	(有)山水園	畜 産	51.5.10	〃
〃	山陰畜産(株)	〃	49.6.10	
大 山 町	(株)近畿北コン	生 コ ン プ フ ン ト	48.1.31	
	(株)片木アルミニウム製作所	非 鉄 金 属 製 品	60.10.17	住民立会
	山陰養殖漁業(協)	養 殖	62.4.21	
	山陽(株)	金 属 製 品	H3.4.29	住民立会
西 伯 町	江崎グニコ(株)	食 料 品 製 造	49.11.20	
	嶋田プレシジョン(株)	プ ラ ス テ ィ ッ ク 加 工	59.12.22	覚 書
	エヌオウケイメグフスアティック(株)	自 動 車 部 品 製 造 業	H元.7.28	覚 書 ( 県 立 会 )
	エレアック鳥取(株)	電 子 部 品 製 造 業	H2.6.1	
淀 江 町	朝日住建	ゴ ル フ 場	63.8.26	
	大勇自動車	車 輛 整 備	50.5.15	
	山根 巖	病 院	53.12.25	
	山本金属工業(株)	電 気 製 品 製 造	48.12.28	
	鳥取県経済農業協同組合連合会	食 料 品 製 造	53.8.17	
	(株)ツカサ製作所	電 気 製 造	50.12.28	

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締 結 企 業 ( 工 場 ) 等			
淀 江 町 住 民	鳥取ダイハツ販売(株)	自 動 車 販 売	H元.10.3	町立会
	環境プラント工業(株)	最 終 処 分 場	S63.9.26	〃
	〃 米子精工(株)	機 械 加 工	51.2.13	〃
	〃 山陰食鶏農業協同組合	畜 産	50.2.13	〃
	〃 〃	〃	59.8.17	〃
	〃 (協)大協組	土 石	49.10.21	〃
	〃 ーユーキング	パ チ ソ コ 店	58.6.23	〃
会 見 町	栗村製作所	機 械 器 具 製 造	49.5.15	
	西部製砂協同組合	土 石	56.6.29	県立会
	(株)三徳開発	最 終 処 分 場	H26.4	住民立会
	丸福石油(株)	〃	H44.21	〃
	アルバトロス株式会社	産 廃 最 終 処 分 場	H5.11.15	地元区長立会
	株式会社 三徳開発	〃	H2.6.4	〃
丸福石油株式会社	〃	H44.21	〃	
岸 本 町	大山グリーン開発(株)	ゴ ル フ 場	H4.4.17	
	グリーンパーク大山(株)	ゴ ル フ 場	H4.10.1	住民(小野区)
日 吉 津 村	王子製紙(株)	パ ル プ 紙 製 品	51.10.8	
日 野 町	矢崎部品(株)	電 気 製 品	51.6.1	
	慶南産業(株)	砕 石 採 取	58.9.30	住民立会
	落合建材	真 砂 土 採 取	62.1.26	
日 南 町 住 民	セントラル日清チーム(株)	畜 産	49.10.2	住民立会
	大阪YMCA	キ ャ ン プ 場	55.9.30	覚書
	日南碎石(有)	土 石	58.12.1	
	生山礦業(株)	〃	57.2.2	
	〃	〃	60.3.5	
	山陰食鶏農協 三吉食鶏組合	養 鶏	60.7.1	覚書(含む住民)
	(株)日南フーズ	製 造 業	H元.6.28	
	生山礦業(株)	山 林 開 発	H元.10.20	住民立会
	山陰食鶏農協	養 鶏	63.11.9	覚書(町立会)
	〃 〃	〃	H元.10.26	〃
〃 日 南 町	ゴ 焼 却 処 理 施 設	H元.3.29	覚書	
溝 口 町 ( 組 合 ) 〃	(株)大山アークカントリークラブ	ゴ ル フ 場	H元.3.22	住民立会
	〃 大山グリーン開発(株)	〃	H.3.12.	〃
	〃 (株)大山アークカントリークラブ	〃	H元.11.1	〃
	〃 〃	〃	H元.10.20	町立会
	〃 大山グリーン開発(株)	〃	H44.8	町立会